地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化のために 検討すべき点について

令和3年12月

加筆修正:令和4年4月、令和4年6月、令和4年10月

デジタル庁

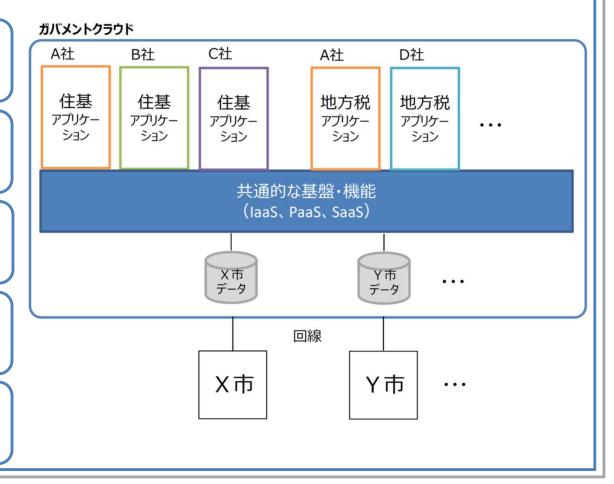
地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)(抄)】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革(BPR)の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(略)に規定する標準化基準(略)への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務(※)等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。
 - ※基幹業務:住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、 児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理(20業務)

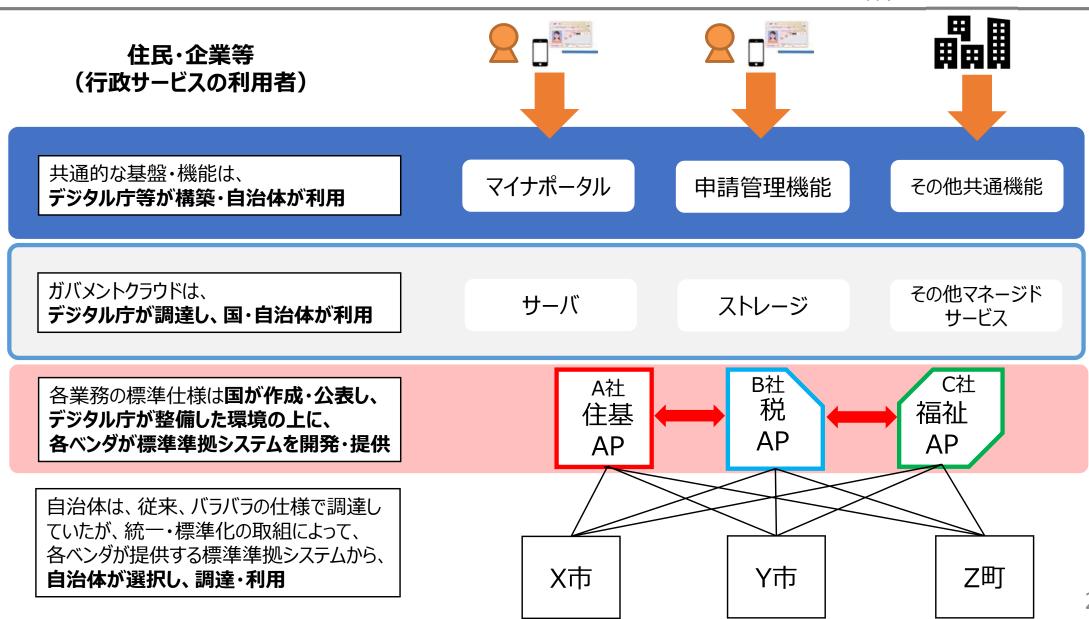
具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した 基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公 共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能と なるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システム は、データ要件・連携要件に関する標準化基準に 適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速 かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について(イメージ)

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用する。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用する(ベンダーロックインの回避・競争環境の確保)。



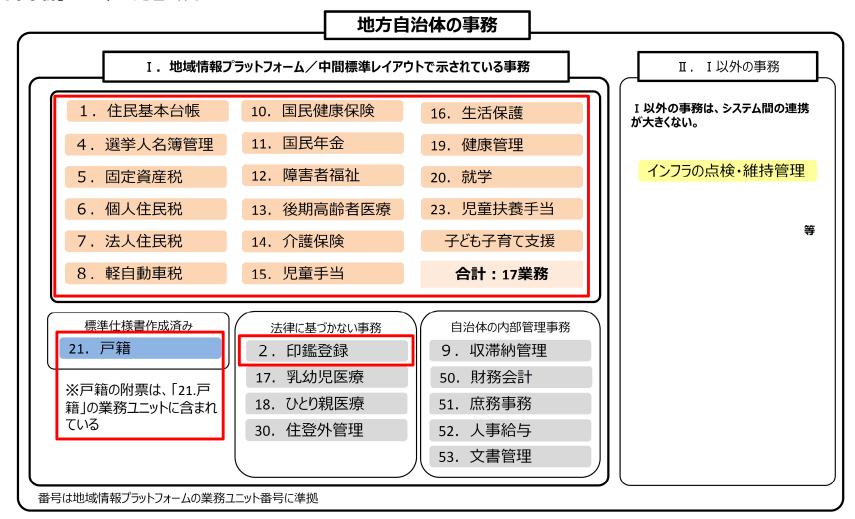
1. 標準化対象事務について

標準化対象事務について

○ 標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化法第2条第1項に規定する「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」であるかという観点から、選定する。

【地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)(抄)】 (定義)

第二条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務 (以下「標準化対象事務」という。) の処理に係るものをいう。



標準化対象事務の単位について

- 標準化対象事務の単位は、法令の規定の構造や、地方公共団体における業務フローやシステムの状況を踏まえて 設定する。
 - (1) 外部システム(地方公共団体以外の者が整備又は運用する主たる責任を有するシステムをいう。)に係る事務については、標 準化対象事務から除く。
 - (2) 地方公共団体が行っている独自施策のうち次に掲げるものについては標準化対象事務の中に位置づける。
 - ① 標準準拠システムのパラメータの変更により実現可能であるものについては、標準機能又は標準オプション機能として、標準化対象事務の中に位置づける。
 - ② 独自施策をパターン化した結果、標準的な機能として実現可能なもの(当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用対効果が極めて小さいものを除く。)については、標準オプション機能として、標準化対象事務の中に位置づける。
 - (3) 標準化対象事務と標準化対象外事務について区別が明確になるように、標準仕様書においてツリー図を作成する。ツリー図は、 業務全体の事務を俯瞰し、標準化対象外事務を可能な限り列挙する。

【①の例】標準準拠アプリにパラメータを設定する

【制度】

法令により、市町村が5万円の給付を行うとともに、条例で給付額を上乗せできることが規定されている。

【実態】

上乗せ給付は、最大10万円、平均3万円。上乗せしていない団体が 2割。

【機能要件】

(実装必須機能)

給付額を5万円に任意の額を上乗せできること。

給付額 = 50,000 + X Xは、任意に入力可能(6桁、Null可)

【②の例】パターン化して、標準アプリのオプションとして設定する

【制度】

法令により、条例の定めるところにより、市町村が地域事業を行うことができることが規定されている。

【実態】

実態を調査分析すると、「施設型」「居宅型」のパターンに分けられる。 「施設型」はAを支給、居宅型はBを支給している。

【機能要件】

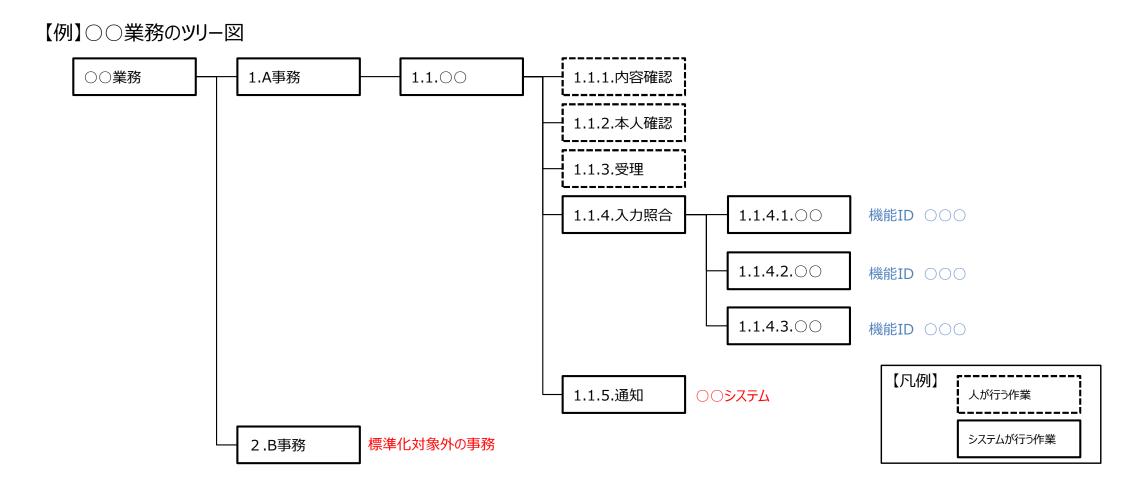
(実装必須機能)

地域事業の支給実績を管理できること。

施設型の地域事業を実施した場合はAの支給実績を、居宅型の地域事業を実施した場合はBの支給実績を管理できること。

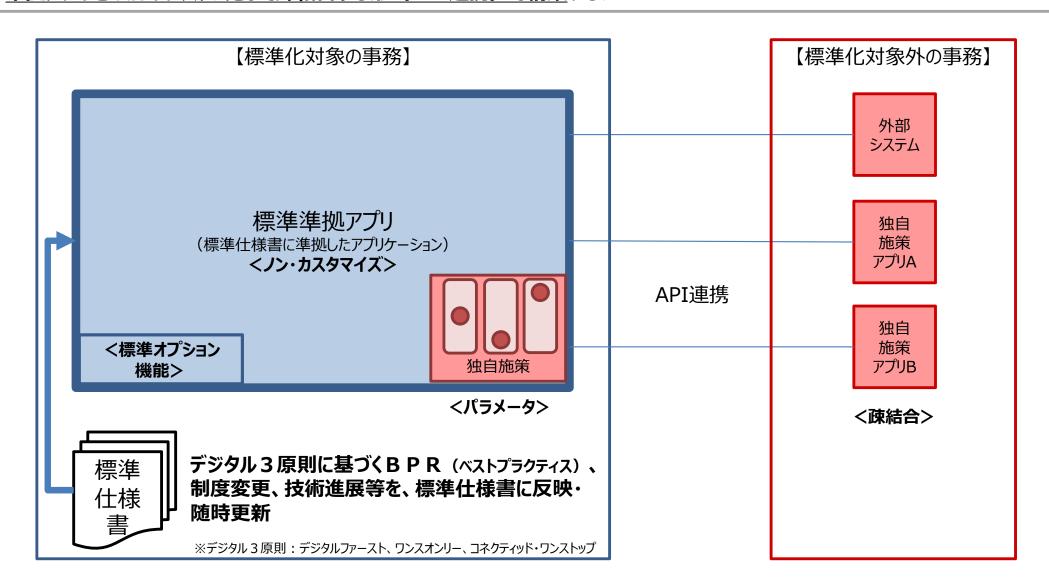
標準化対象の事務を表す「ツリー図」について

- 標準化対象事務と標準化対象外事務について区別が明確になるように、ツリー図を作成する。
- ツリー図は、業務全体の事務を俯瞰し、標準化対象外の事務を可能な限り列挙する。より下の階層は、業務フローのアクティビティに併せると、今後の標準仕様書のメンテナンスを行いやすい。
- 標準化対象事務については、機能IDを振ることにより、標準化対象の事務であることを明確化させる。
- 標準化対象外事務については、外部システムにおいて提供している事務や作業は当該システム名を記載し、そうでない場合は、「標準化対象外の事務」と明記する。



「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」について

- 統一・標準化の目標等を踏まえると、「標準準拠アプリ」のカスタマイズは、原則として不可(ノン・カスタマイズ)であり、標準仕様書は、デジタル3原則に基づくBPR等のベストプラクティスを反映・随時更新することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準準拠アプリ以外のアプリ」は、標準準拠アプリと情報連携する場合には、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、原則、標準 準拠アプリとは別のシステムとして疎結合する形(API連携)で構築する。

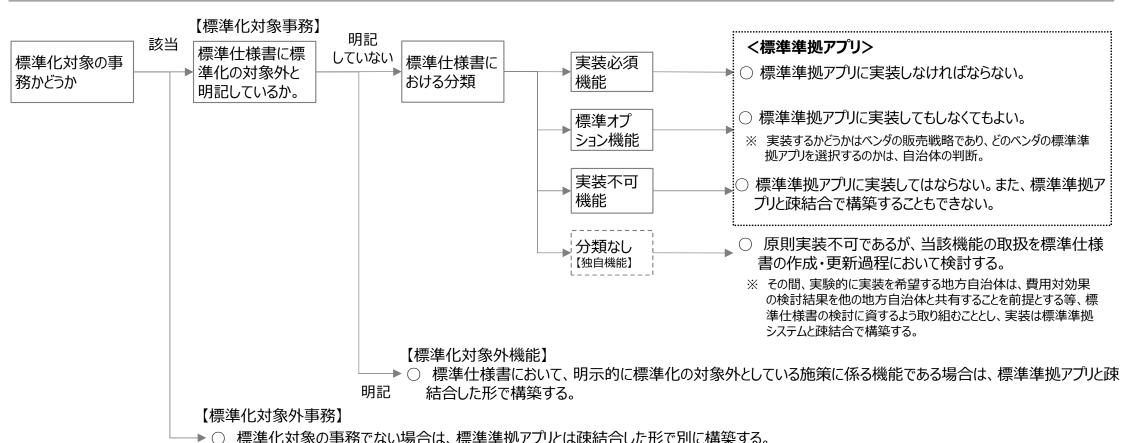


「標準準拠アプリ以外のアプリ」の種類と実装の方式

- 「標準準拠アプリ以外のアプリ」には、次の3種類の事務や機能を実現するものがあり、標準準拠アプリと情報連携する場合には、<u>原</u> **則、標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合する形(API連携)で構築**する。
 - (1) 「標準化対象外事務」:標準化対象事務の範囲に含まれない事務をいう。独自施策や、外部システムが対象とする事務がある。
 - (2) 「標準化対象外機能」:標準仕様書において、明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能をいう。

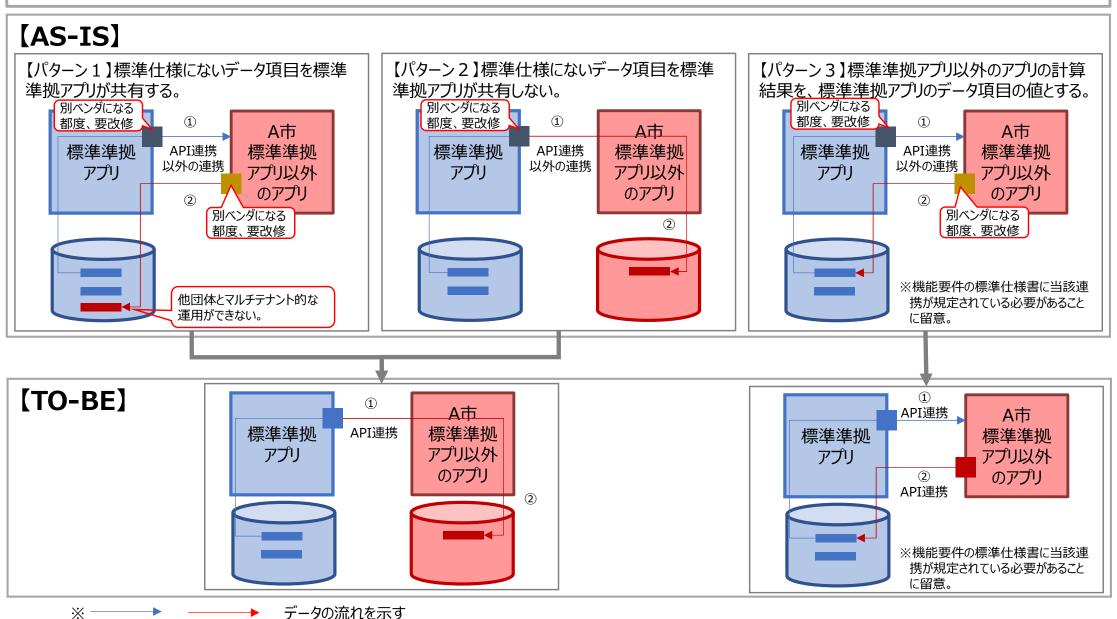
非該当

(3) 「独自機能」:標準化対象事務において、標準化の対象外と明記されていないが、標準仕様書に位置づけられていない機能(実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能のいずれにも位置付けられていない機能)をいう。独自機能については、原則実装不可であるが、当該機能の取扱いを標準仕様書の作成・更新過程において検討する。その間、実験的に実装を希望する地方自治体は、費用対効果の検討結果を他の地方自治体と共有することを前提とする等、標準仕様書の検討に資するよう取り組むこととし、実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。



「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」との関係

○ 「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」が密結合している場合(主に次の3パターン)、(1)マルチテナント的な運用を阻害すること、(2)インターフェースの改修を都度行う必要が生じることから、「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」は、疎結合する形で構築(データベースを分けてモジュール化し、API連携)することを原則とする。



「標準準拠アプリ以外のアプリ」と「標準準拠アプリ」との関係

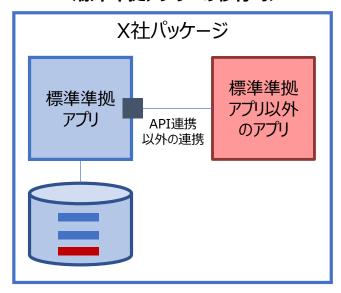
経過措置

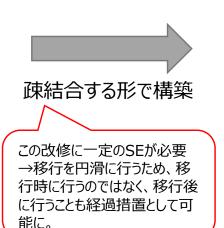
○ 「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」を同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切な在り方を 事業者と地方自治体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において「標準準拠ア プリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」との間の連携等を行うことを可能とする。

【留意点】

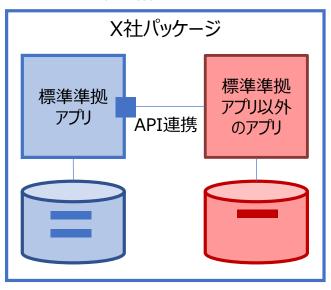
- (1) 経過措置の場合、パッケージを提供するベンダと、当該パッケージを利用する地方自治体の間で、「標準準拠アプリ以外のアプリ」の取扱(※)について取り決めをしておくことが望ましい
 - ※ 当該「標準準拠アプリ以外のアプリ」を、今後、疎結合でAPI連携する形に改修するか、新たに作り直すのか。 当該「標準準拠アプリ以外のアプリ」のデータ項目の移行をどのように担保するか。等
- (2) パッケージ化されていない「標準準拠アプリ以外のアプリ」(個別の自治体専用にスクラッチで開発した標準準拠アプリ以外のアプリ)については、標準準拠システムと疎結合の形に改修を行う必要がある。

〈標準準拠アプリへの移行時〉





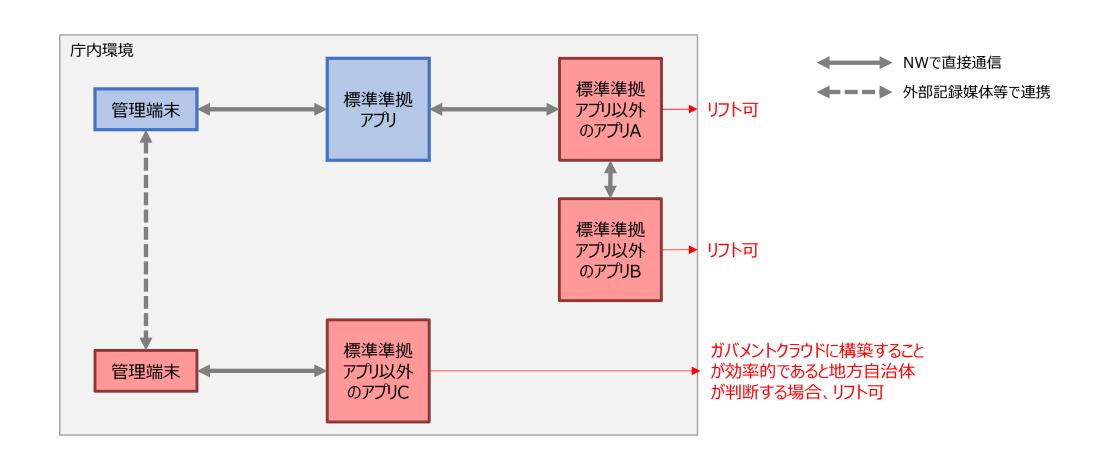
<経過措置終了後>



データベースを分けて モジュール化

「標準準拠アプリ以外のアプリ」とガバメントクラウドとの関係

- 「標準準拠アプリ以外のアプリ」のうち、以下のいずれかに該当する「関連システム」は、ガバメントクラウドにリフトすることができる(ガバメントクラウドにリフトしなくてもよい)。
 - ・標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステム
 - ・標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方自治体が判断するシステム



2. 標準仕様書について

標準仕様書について

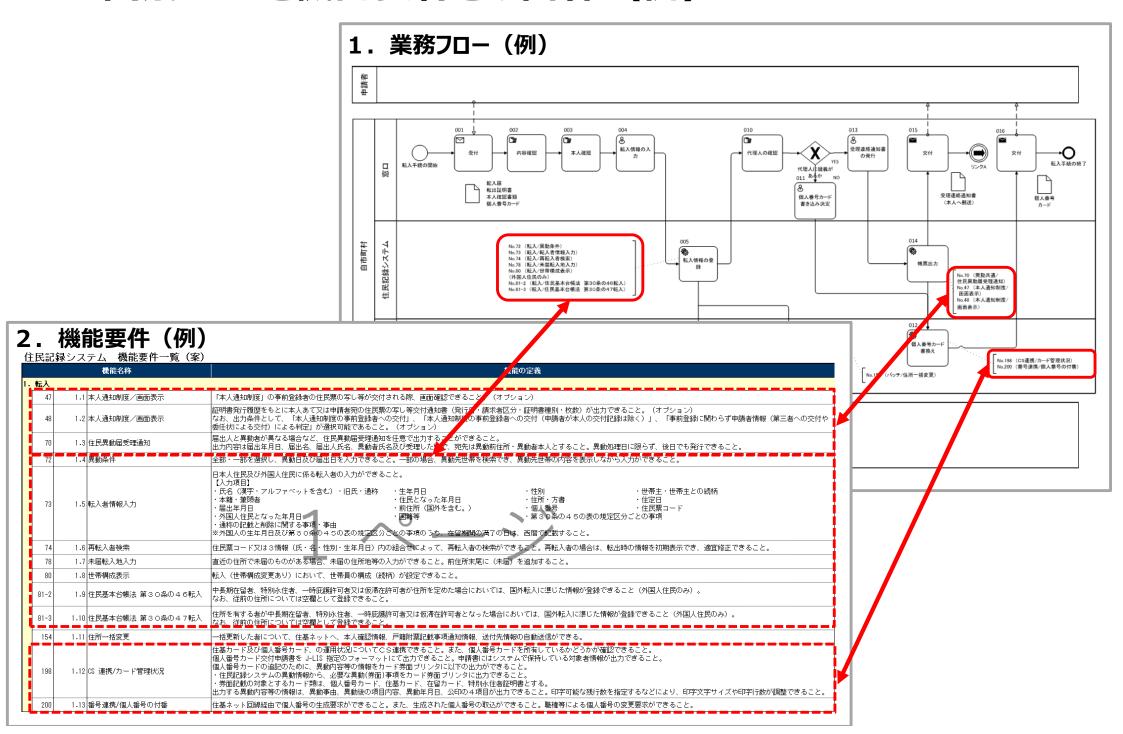
1. 業務フロー

2. 機能要件

- 2.1 機能要件(*2)
- 2.2 画面要件(*3)
- 2.3 帳票要件(*4)

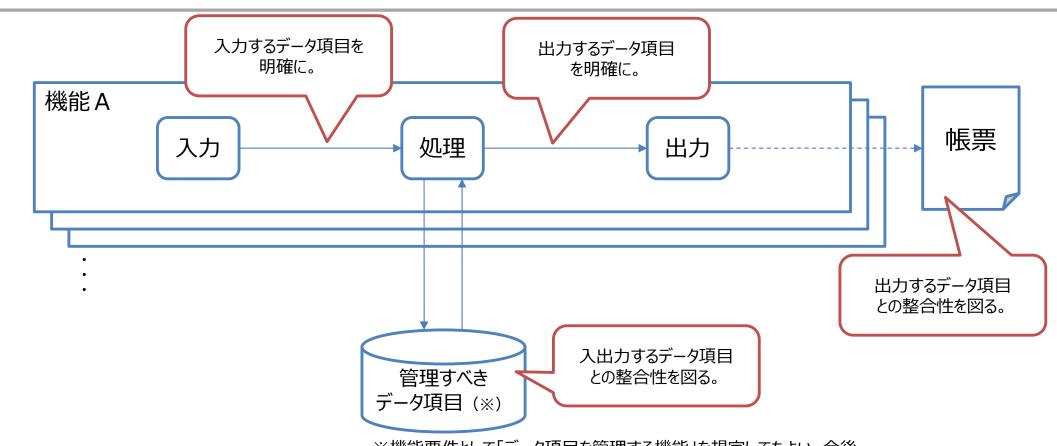
- 業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定
 - *1:BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。
 - *2:広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。
 - *3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う(主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない)。
 - *4: システムから出力する帳票・様式(カスタマイズの主要因となっていないものを除く。)について標準化を行う。
- 2.4 データ要件(*5)
- 2.5 連携要件(*6)
- *5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、機能標準化基準(機能要件や帳票要件の標準仕様書)を実現するために必要なデータのレイアウトの標準として、データの項目、属性等について整理する。
- *6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、標準準拠システムが他のシステムとデータ連携するための要件やそのための連携方式の標準について整理する。
- 3. 非機能要件(*7) *7:非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。
 - 3.1 可用性、3.2 性能·拡張性、3.3 運用·保守性
 - 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

業務フローと機能要件との関係(例)



機能要件の明確化

- 〇 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等 を規定するもの。
- 機能要件の標準は、多くの地方自治体職員等が容易に理解することができるよう、より具体的に、誤解のないよう 表記する。
- → 制度所管府省は、データ要件・連携要件に関する標準化基準の作成作業をより効率的に行うため、機能要件の標準の検討段階において、標準準拠システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件の標準との整合を図りながら、入出力するデータ項目を具体化及び明確化して、機能要件の標準に記載する。



※機能要件として「データ項目を管理する機能」を規定してもよい。今後、 データ要件の標準と整合を図ることになる。

機能要件の「標準オプション機能」

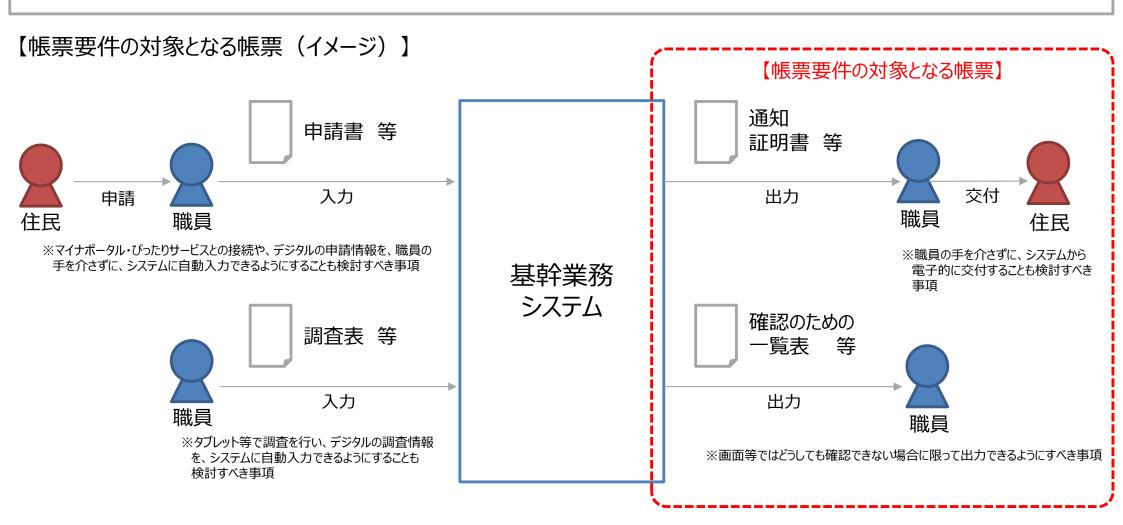
- 標準オプション機能は、標準準拠システムに実装してもしなくても良い機能をいう(※)。
- 地方自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、その違いを吸収するため、やむを得ない 場合に設定する。
- 事業者が標準オプション機能を実装するかどうかを判断して標準準拠システムを構築し、複数の事業者が構築した標準準拠システムの中から、地方自治体は、自らの団体に適したものを選び、当該標準準拠システムを提供する事業者と契約して利用する。

※例:オンライン処理を実装必須機能とし、バッチ処理を標準オプション機能とする。(大規模自治体ではバッチ処理の方が効率的な場合があるため。)

	X ベンダ 提供システム	Y ベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム	
実装必須機能	(必ず実装)	○ (必ず実装)	(必ず実装)	● 原則 原則 原則 原則 原則 原則 原則 を関 の範囲
実装不可機能	一(実装不可)	一(実装不可)	-(実装不可)	X (5)
標準オプション機能A 標準オプション機能B				外外
自治体による選択	A市	B市	c市	必要最小限度にとどめる

帳票要件の標準について

- 帳票要件とは、システムから出力する帳票・様式に関する要件を規定するものである。
- 帳票には、(1)住民向けの帳票・様式(通知・証明書等)と、(2)職員向けの帳票・様式(確認のための一覧表等)がある。
- (1) 住民向けの帳票・様式については、既に外部システムにおける仕様等で規定され、カスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、標準を定める。
- (2) 職員向けの帳票・様式については、紙への出力を前提とするのではなく、EUC機能等を利用して画面で確認する等のデジタル化を原則とし、真に必要なものに限定して、標準を定める。



帳票要件の標準として定めるべき事項

- 帳票要件の標準は、(1)帳票 I D、(2)帳票のレイアウト、(3)帳票の諸元表で主に構成する。
- (1) 帳票IDは、帳票の管理や電子的な交付等を行う際に利用する。統一的なIDの振り方については、デジタル庁が別途定める。
- (2) 帳票のレイアウトは、標準化されていない場合にはカスタマイズの発生原因となるため、標準を定めることを基本とする。
- (3) 帳票の諸元表は、データ要件の標準と整合性を保たなければならない。なお、二重管理を避けるなどの観点から、データ要件の標準 をもってこれに代えることができる。

【帳票要件の標準として定めるべき事項】

(1)帳票のレイアウト

○ 住民票の写し(日本人住民)のレイアウト

住民票

氏名 旧氏 世帶主 - 参析 住所	個人番号 住民国コード 生年月日 性別 住民となった 中月日 任務を記のた 申月日 届出日	
旧氏 世帶主 動類 住所	生年月日 性別 住民之なった 年月日 住所支配のた 年月日	
世帯主 40 MI 住所	性別 住民となった 年月日 住所を定めた 年月日	
40 MI 住所	住民となった 年月日 住所を定めた 年月日	
住所	年月日 住所を定めた 年月日	
	年月日	
	届出日	
本籍		
	筆頭者	
版入的住所	<u> </u>	
***	***	
***	***	

(2)帳票の諸元表

記载組元 【20, 1, 1 住民票の写し】

1,	項目。	記載内容	-
П			

7 8	1 接票名	源出系	Pile	行数 (線 分成し)	折り返し	11	8586/7511	文字コード	和度 · 山 .解		文字編れ		>+24 × (f (r)	最小フィ シキサイ ズ (E () ()	その抗損無高件
Е	1 住民国の写し	タイトル	「任同常」と記載	1	, in	2.5	- 8	PANGE	-	自動	-	-	38		
Е	8	[9/6]	通常は三台、公用使用用的での発行の場合「【公用】」と記載	1	.tx	2.5	- 4	PAngital	-	宿	-	-	18		
	3	医岩	日本人の場合は『木人氏名型(日本人)』、外層人の場合『木 人氏名数(外層人)』において記載	1	n	中人氏名型	20/8	PAn(Hill	-	£	0	[28]	11.		
Ŀ	t.	個人間サ	先治から「4折+△+4折+△+4桁」で征載	1	茄	全角	14	PAn(XIII	-	2:	-	[定据]	11.		
Е	5	作民国コード	矢頂から「4m+△+4布+△+3和」で記載	1	無	全角	- 13	PAn(VIII)		Ξ		[84]	11.		
Е	5	自長文は選称項目名	日本人の場合「旧氏」、外門人の場合「進称」と圧載	1	591	全角	2	PAn(Bit)	-	-0.94	-	-	11.		
Е	r	世氏区は遺布	口本人は「世氏」、外出人は「通称」を記載	1		日氏-連修	20	PAn(SI)	-	Ξ	- 0-	(E:E)	11.		
	8	19月1日	門水人の場合 【生年月月曜(日木人)】、外閣人の場合【生年 月日初(毎回人)】 において卯畝、不知の場合はその世を卯墓	1	×	다산속	11.	PAn(NB	68/ PG	2:	-	-	11.		

2. 構成

10 m	板票名	月間サイズ	税・債	報知8日 (上) 州	章四条门 (下) 米	数が多门 (左) 米	(6) H	記載可能 人款	以下から の記載位 で	敬飲飲の 類り	□枚申□ 枚担払定	网络外行虫	公司用数据	公司有数	飛行業的	関ー証明内の発行責や	の解析と の同析能 行	初修式と の同時角 行順
1	性反素が等し	A4 (65% [SAP[8])	80	11	- 6	18	- 6	- 1	-	*	市	*	Ħ	Ħ	料果全国はたは一部	世界內中記教験並	無し	1,2
2	の(2枚目以降)	AL ODYNBARIO	80	11	- 5	18	- 5	1	-	有	市	*	Ħ	Ħ	世帯全男はたは一部	世界內中斯斯斯世	無し	1,2

※:単氏はミリメートのあるいはインチ。世俗様が供する余白を示す。単俗様の規定がない場合は1-]を収入する

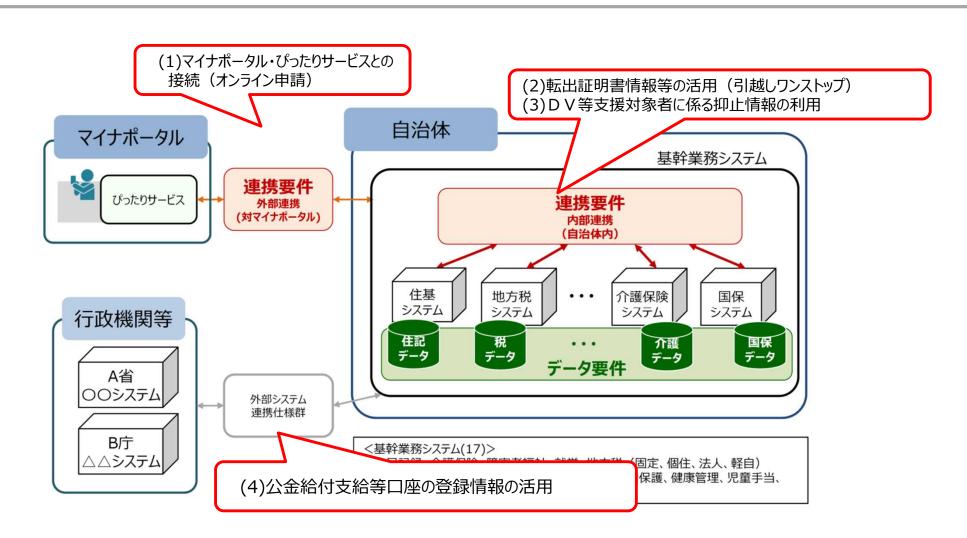
(3)帳票ID

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

— 3. デジタル3原則に基づくBPRについて

デジタル3原則に基づくBPRに共通して活用できる仕組みや情報について

- 各制度所管府省においては、デジタル3原則に基づくBPRを推進する観点から、次に掲げる仕組みや情報を活用して、機能要件を定めていただきたい。
 - (1)マイナポータル・ぴったりサービスとの接続(オンライン申請)
 - (2)転出証明書情報等の活用(引越しワンストップ)
 - (3) D V 等支援対象者に係る抑止情報の利用
 - (4)公金給付支給等口座の登録情報の活用



マイナポータルぴったりサービスとの接続

○ マイナポータルぴったりサービスと基幹業務システムの接続について、ワンストップ実現の観点から、当初から、各標準 仕様に追加していただきたい。

【デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.25閣議決定)(抜粋)】

自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に対応し、フロント(申請受付)からバック(業務システム)までオンライン化・デジタル処理を実現する。このために、マイナポータルは、必要なIF 仕様、API 仕様、データ仕様等を作成・提供し、自治体のシステムの標準化・共通化において確実に反映させる。

○ マイナポータルと基幹業務システムとのガバメントクラウド上での連携については、必要な機能を共通機能としてガバメントクラウド上で提供することを含め、現在検討している。

【「マイナポータルぴったりサービス」と業務システムの接続】



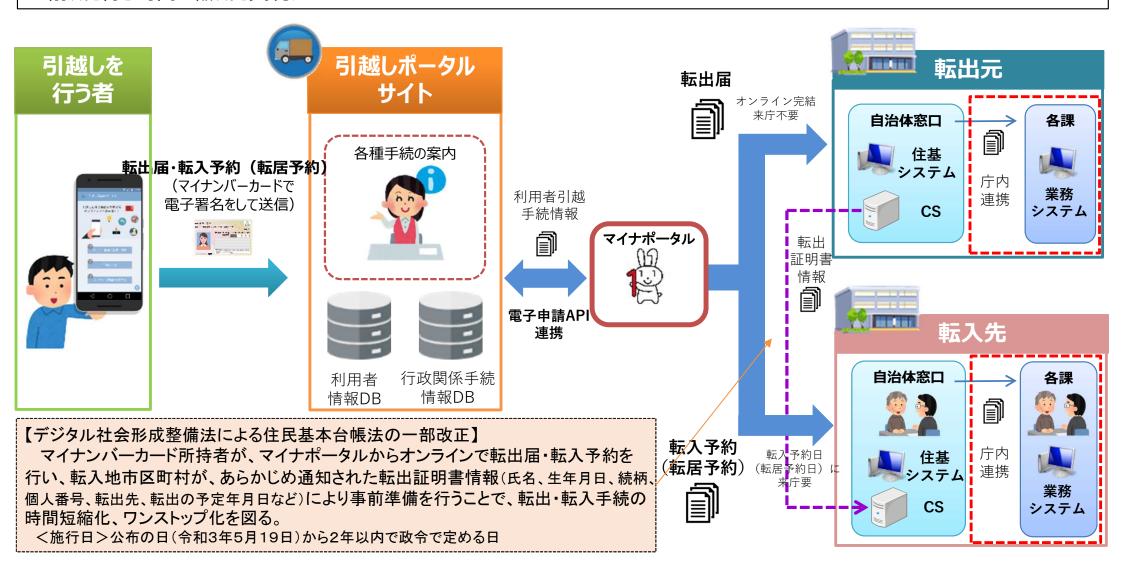
- →標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。
 - (業務フロー) 住民がマイナポータルぴったりサービスを使ってオンライン申請するフローマイナポータルぴったりサービスに申請された電子データを基幹業務システムが自動で取り込むフロー(職員がシステムに入力するフローにしない)
 - (機能要件)マイナポータルと接続する機能 マイナポータルに入力された電子データを基幹業務システムが自動で取り込む機能 等

(データ要件) マイナポータルに入力されるデータ項目の要件 等

(連携要件)マイナポータルと接続するためのAPI仕様 等(ガバメントクラウド上での連携を前提)

自治体手続における引越しワンストップサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、 同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の 削減と待ち時間の縮減を実現。



転出証明書情報等の活用

- デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法一部改正の趣旨を踏まえ、引越しワンストップ実現の観点から、他の業務システムに転出証明書情報等を連携し、活用することについて、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。
- 特に、各制度所管府省は、業務フローや機能要件の検討のため、措置が必要な手続きを棚卸しし、必要な対応の 検討をしていただきたい(具体的には、デジタル庁と相談ください)。

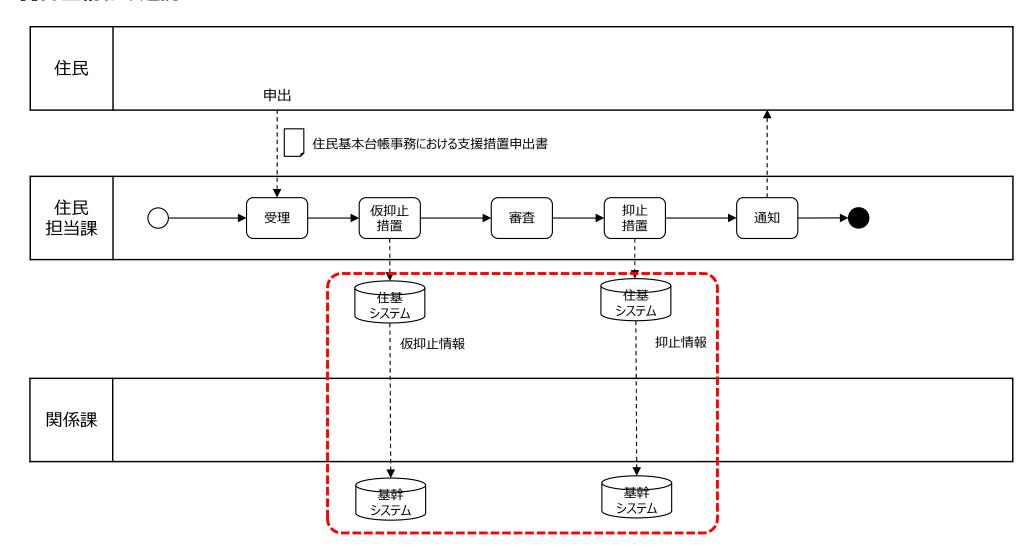
【引越しワンストップの実現(転出証明書情報等の活用)】

- →標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。
 - (業務フロー)(1)住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込み (職員がシステムに入力するフローにしない)、住基以外の転出処理を行うフロー
 - (2)住民が転入する前に、あらかじめ住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込み(職員がシステムに入力するフローにしない)、住基以外の転入準備を行うフロー
 - (機能要件) (1)住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込む 機能
 - (2)住民が転入する前に、住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込む機能、当該転出証明書情報を基に、住基以外の分野でも仮登録する機能、 転入が確定した場合に確定登録する機能、転入しないことが確定した場合の 仮登録をキャンセルする機能等
 - (データ要件) 転出証明書情報に係るデータ項目に加え、仮登録のフラグ 転出者の情報に係るデータ項目 等
 - (連携要件) 住民記録システム等との連携 等

DV等支援対象者に係る抑止情報

- DV等支援対象者は本人からの申出に伴い、住民票の写しの交付等が抑止されるよう、交付等の処理の際にエラーを表示(抑止措置)する機能が標準仕様書上で位置づけられている。
- 住民記録システムの標準仕様書において、住民記録システムから他システムに対し、DV等支援対象者に係る抑止 設定及び解除の情報(抑止情報)についてデータ連携できるように規定している。

【参考】抑止情報の連携



DV等支援対象者に係る抑止情報を利用した機能要件の検討

○ DV等支援対象者に係る抑止情報を利用することについて、DV等支援対象者の保護の観点から、当初から、 各標準仕様に追加していただきたい。各基幹業務システムが行う抑止機能(何に対して、どのように抑止をするのか) については、下記の【参考】を叩き台として、検討をしていただきたい。

【DV等支援対象者に係る抑止情報の利用】

→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

(業務フロー) D V 等支援対象者に係る抑止情報を利用して行う抑止措置に関するフロー

(機能要件)下記参考を参照

(データ要件) 抑止情報に係るデータ項目等

(連携要件) 住民記録システムとの連携

【参考】D V 等支援対象者に係る抑止機能の要件(※検討の叩き台)

支援対象者への抑止機能

- ・支援対象者(併せて支援を求める者を含む。以下同じ。)が含まれる○○○○○の交付をしようとする際に、エラーとすることができること。審査の結果、○○○○○の交付を行う場合には、エラーを一時解除できること。一時解除後、設定した時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。
- ・支援対象者が含まれる□□□□□の帳票については、支援対象者本人以外からの請求があった場合は、住所欄を「記載省略」として出力すること。
- ・支援措置期間は、住民記録システムと同期すること。支援措置期間中に転出した支援対象者について直ちに支援対象 外とせず、継続して支援対象者と同等の抑止設定をする機能を備えること。当該機能の終期を設定できること。

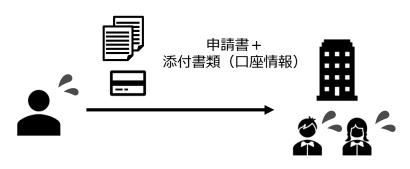
公的給付支給等口座の登録制度について

- <u>国民は、</u>マイナポータル(デジタル庁)を通じて<u>口座情報登録システムに「公的給付支給等口座」を登録</u>する。
- <u>行政機関等は、</u>申請者本人からではなく、情報提供ネットワークを使用して、<u>口座情報登録システムから公的給付支給等</u> 口座情報(口座番号等)を取得し、国民に給付金を支給する。
- 口座を登録している国民は、給付金の申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
 - ※口座情報の連携は、緊急時の給付金をはじめ、年金、児童手当、国税の還付などの事務が対象。

Before

預貯金口座情報の登録制度なし (給付金の申請の都度、口座情報を提出)



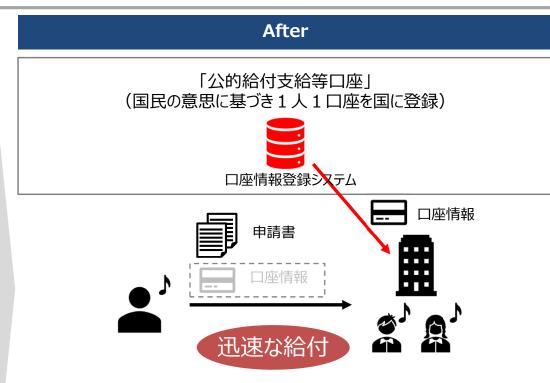


国民

✓ 申請書に加えて、通帳の写し 等の添付書類を提出

行政機関等

✓ 行政機関等職員は申請書ごと に口座情報の確認作業も必要



国民

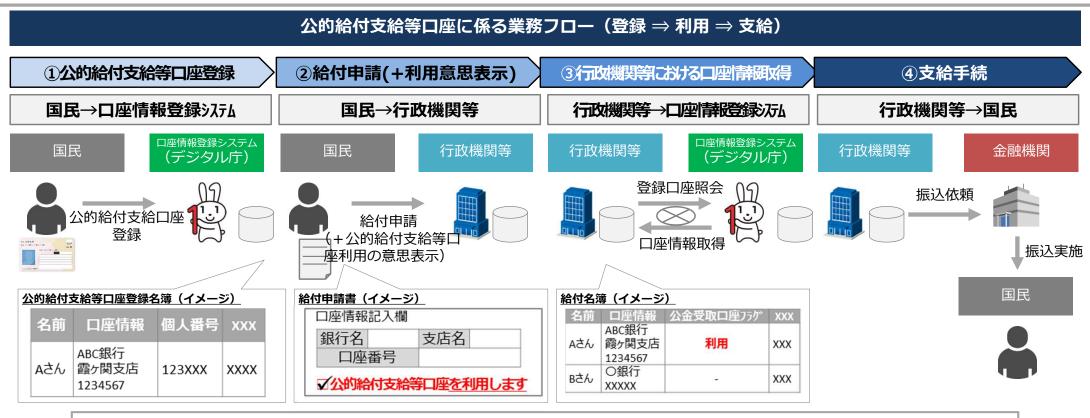
✓ 口座情報の添付書類が不要

行政機関等

- |✓ 口座情報の確認が不要となり、 | 給付事務が簡素化
- ✓ 登録口座は口座存在確認済み のため、振込不能にならない。

公的給付支給等口座の登録情報の活用

○ 公的給付事務を行う各制度所管府省は、公的給付支給等口座の登録情報の活用について、BPRの観点から、 各標準仕様に追加していただきたい。



標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

(業務フロー)口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報(口座番号等)を取得して、給付金の支給を行う業務フロー

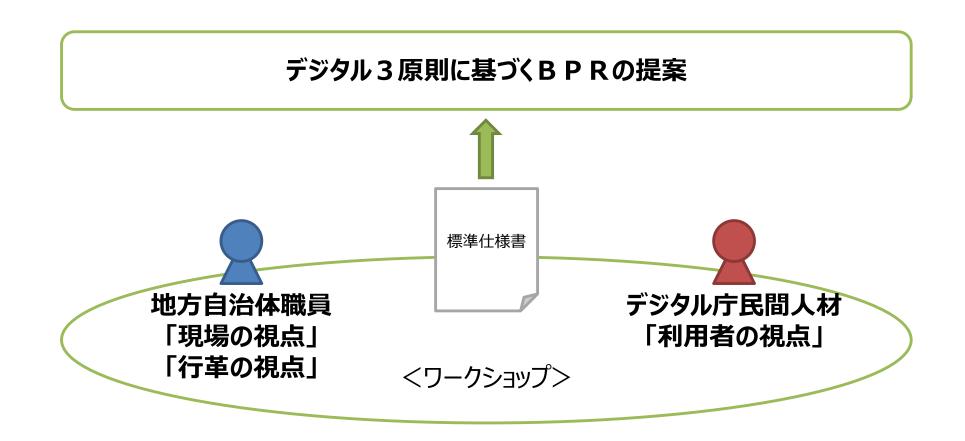
(機能要件) 給付金の申請において、公的給付支給等口座の利用の意思を確認する機能 口座情報を口座情報登録システムから取得し、各業務システムの給付名簿等を更新する機能 等

(データ要件) 公的給付支給等口座情報及びその管理フラグ等のデータ項目 等

(連携要件) 情報提供ネットワークシステムと接続するための仕様 等

デジタル3原則に基づくBPRの推進

- デジタル 3 原則に基づく B P R については、現場を担当する地方自治体職員の視点だけでなく、行革を担当する地方自治体職員の視点や、利用者視点に基づくサービスデザイン思考の視点などが必要である。
- 業務フロー等が可視化された標準仕様書をベースに、意欲のある地方自治体職員を公募し、デジタル庁の民間 人材を交えながら、ワークショップ等を開催して、デジタル3原則に基づくBPRの提案を具体的に行う。
- 制度所管府省においては、当該提案も踏まえ、必要な標準仕様書の見直し等をお願いしたい。



4. 今後の標準仕様の改定方針等について

標準仕様の改定について

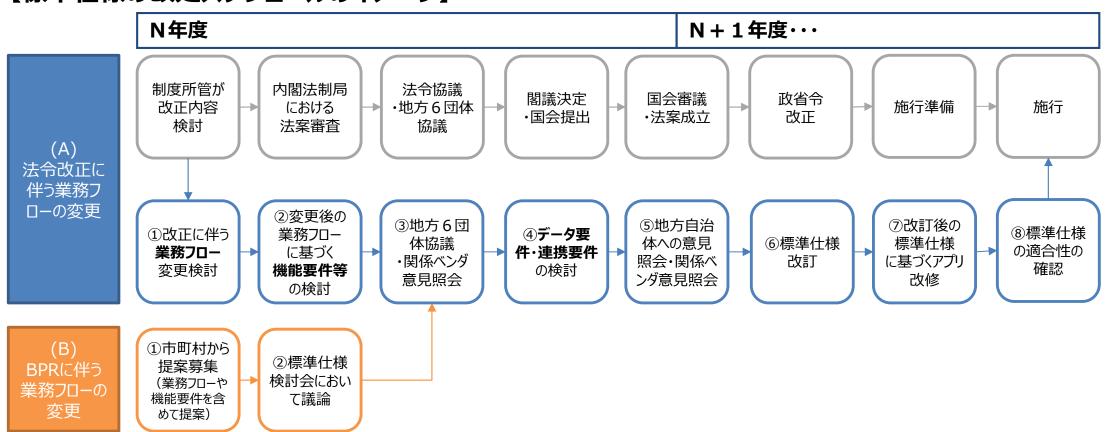
1. 法令改正

- 制度所管府省は、標準化対象事務に関連する法令改正を検討する場合には、速やかにデジタル庁及び総務省と協議し、機能標準化基準の変更 のためのスケジュールを作成する。
- 制度所管府省は、当該法令改正に伴う標準準拠システムの改修について施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、法令改正が行われてから機能標準化基準の変更を検討するのではなく、法令改正の検討と同時に、機能標準化基準の変更を検討する。

2. 地方公共団体からのデジタル3原則に基づく業務改革(BPR)の提案受付

- デジタル庁は、デジタル庁が別途定めるところにより、定例的に、地方公共団体に対し、デジタル3原則に基づく業務改革(BPR)を踏まえた、標準拠システムの改修の必要性を照会することとし、提案内容について制度所管府省と共有する。
- 制度所管府省は、当該提案が合理的なものである場合には、デジタル庁及び総務省と協議をして、機能標準化基準の変更のためのスケジュールを 作成し、地方公共団体の意見や事業者の意見を聴いて、機能標準化基準を変更する。

【標準仕様の改定スケジュールのイメージ】



標準仕様書の改定に関する基本的な考え方①

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・ 標準化に関する関係府省会議(第2回) 資料(令和4年9月30日)

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方自治体及びベンダーの予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム 全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、 基本的な考え方を整理することとしてはどうか。
- また、標準仕様への適合性確認や、標準準拠システムの開発等に時間を要することから、そもそも、制度改正の 検討を開始する際に、制度改正の適用時期等についてデジタル庁に情報共有するよう努めるなど、地方自治体に おける標準準拠システムの現実的な利用開始時期を念頭に置いた対応を行うべきではないか。

<基本的な考え方(案)>

- ① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。 ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への 反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。 ただし、移行支援期間(2025年度まで)においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真 に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。 (例 前期分:8月31日、後期分:1月31日)
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方②

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・ 標準化に関する関係府省会議(第2回) 資料(令和4年9月30日)

○ 2022年度においては、各業務において標準仕様書の改版が予定されていることから、以下のような取扱いとしては どうか。

<2022年度における取扱い(案)>

- ① 2022年8月までに策定された仕様書において、2022年8月の時点で今後の検討とされている内容については、当該検討内容に係る制度所管府省は、年内にその見直しの見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に当該見直し内容を反映した仕様書を公表する。
- ② 指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、年度内を目途に、集中的に点検を行う。 (デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度 所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。)
- ③ 機能要件について、過剰な機能となっていないかについて、実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を 目途に、デジタル庁の主導的な支援の下、集中的に点検を行う。
- ④ データ要件・連携要件及び共通機能要件に係る実装・運用に関する課題について、デジタル庁は制度所管府省の参画のもと、 年内にその見込みを公表するとともに、遅くとも年度内に課題の整理結果を公表する。
- ⑤ 上記取組を通じて、デジタル庁は、2025年度末時点で機能要件、データ要件・連携要件及び共通機能要件について、標準準拠システムが満たすべきバージョンを確定させる。

検討状況の公開について

- デジタル庁が運営し、地方自治体職員が参加する「デジタル改革共創プラットフォーム」において、各制度所管府省が開催している検討会の検討状況の速やかな公開を求める声があがっており、検討状況の公開について、次の対応をとることとしたい。
 - (1) 検討会の検討状況について、各制度所管府省のサイトに掲載した場合は、デジタル庁に連絡ください。掲載したURLを、デ ジタル庁ウェブサイトにリンクを貼り、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に周知する。
 - (2) 個々の検討会の開催が正式に周知がされた場合、その開催時期について、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に 周知する。
 - (3) 検討会の結果についてサイトに掲載した場合も、デジタル庁に連絡ください。掲載された旨を、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に周知する。

